

遺伝子組み換え食品に関する意見

日経BP社 日経バイオビジネス編集長 小崎丈太郎

遺伝子組み換え食品について言及する前に、確認しておきたい前提があります。それは「消費者が納得あるいは安心できないものは、それが科学的な裏づけや経済的な合理性があっても、摂取を強要されてはならない」ということです。安全は客観的で、安心は主観的なものですが、消費者の主観を抑えてまで摂取すべき食品というものはあり得ないという原則です。

日本国内の企業で食用作物を遺伝子組み換えによって開発していこうという企業はわずかあしかありません。この分野の急先鋒だったキリンビールもJTも遺伝子組み換え事業から撤退しています。また残る企業も花卉や化学原料の生産を目指した開発に技術の用途を限定しています。これ事態、良い悪いということではありません。消費者に受け入れられない技術の活路がなくなるか、限定されることはいたしかたないことだと考えます。

そうした原則に立った上で、現在の遺伝子組み換え食品に関する議論について気が付くことを4つ指摘させていただきたいと思います。

1つは、遺伝子組み換え食品について安全性への危惧を主張する、いわゆるフランケンシュタイン症候群を懸念する声は以前よりも小さくなっている。これは遺伝子組換え食品の実質的な利用が進んできたことが残してきた成果だと思えます。EUでも最も声高に叫ばれている反対理由は、米国の限られた種子企業による種子あるいは「遺伝子資源の支配」に対する抵抗です。事実、来年1月に米国モンサント社の遺伝子組み換えのプロモーターに関する特許の保護期間が終了することによって、EUも政策転換する可能性が指摘されています。

2つめは、たとえ安全性に問題がある食品が出来ても、適切な手段で評価し、非組換え作物を上回る危険性を生じない方法を検討する方法はいくらでもあるということです。導入した遺伝子が既存の遺伝子と相互作用して予期せぬ毒物を合成されることはあり得るかもしれませんが、そうした『新品種』は毒性や有害性の有無を調べることが可能です。

3つめは、遺伝子組換え作物を忌避する消費者の心情は100%尊重されなければならないといいましたが、一方で生産者の立場に配慮があってもいいと思えます。農地の大規模化進む北海道では相対的に労働集約度が低下し、除草が大きな問題になっています。人口の高齢化が進む農業生産地で遺伝子組換え作物が持つ省力化の利点を軽視すべきではないと思えます。

最後に、遺伝子組換え食品が仮に今後利用拡大が始まるケースを考えると

- ① 環境の悪化が進み、遺伝子組換えと非組換え作物の価格が大きく開く。このときの商品選択を消費者にまかせる
- ② 安全性試験を進めた結果、遺伝子組換えは非組換えよりも安全だという認識が広がる 実際に医薬品ではこの②のケースが現実的にありました。

「安全性は証明されていない」とよく言われますが、何をもって証明したというのか？この合意ラインを明確にした上で歩み寄っていく作業がとられない限り、遺伝子組換え食品の安全性を議論することはできないはずで、危険な食を定義することは簡単ですが、安全な食を定義することは大変困難だと思います。これまでの厚生労働省、農林水産省の規制はそのあたりを踏まえて、非遺伝子組換え作物よりも

リスクを上回らないことを判断基準としていました。その基準は今後も踏襲されてよいのではないかと考えています。

2001年にフランスのリヨンでバイオの国際会議が開かれました。

そこでも遺伝子組み換え食品の規制をどうするのかを議論するセッションがありました。このときの基調講演をされたフランスの哲学者の方が「食の安全性といった場合、その内容はその土地の食習慣を反映する」と指摘、その例として日本ではフグを食べると紹介していました。猛毒で現実に亡くなる方がいるフグを日常的に食べる食習慣が彼には不思議だったようです。

100%安全な食事という理想を現実の規制の中で追求すると新しい技術はすべて導入されません。そこに相当の根拠があるならばまだしも、単純な感情論が反映されるのであるとしたら、それは残念なことであると思います。地球環境も悪化し、より環境ストレスに抵抗性を持った穀物、野菜の開発が必要とされています。そのときに遺伝子組み換え技術を禁じ手として封印することの是非は冷静に議論すべきであると考えています。